

大阪における大都市制度の制度設計 (パッケージ案)

追加資料

平成25年12月6日

大阪府・大阪市特別区設置協議会

事務局：大阪府市大都市局

目 次

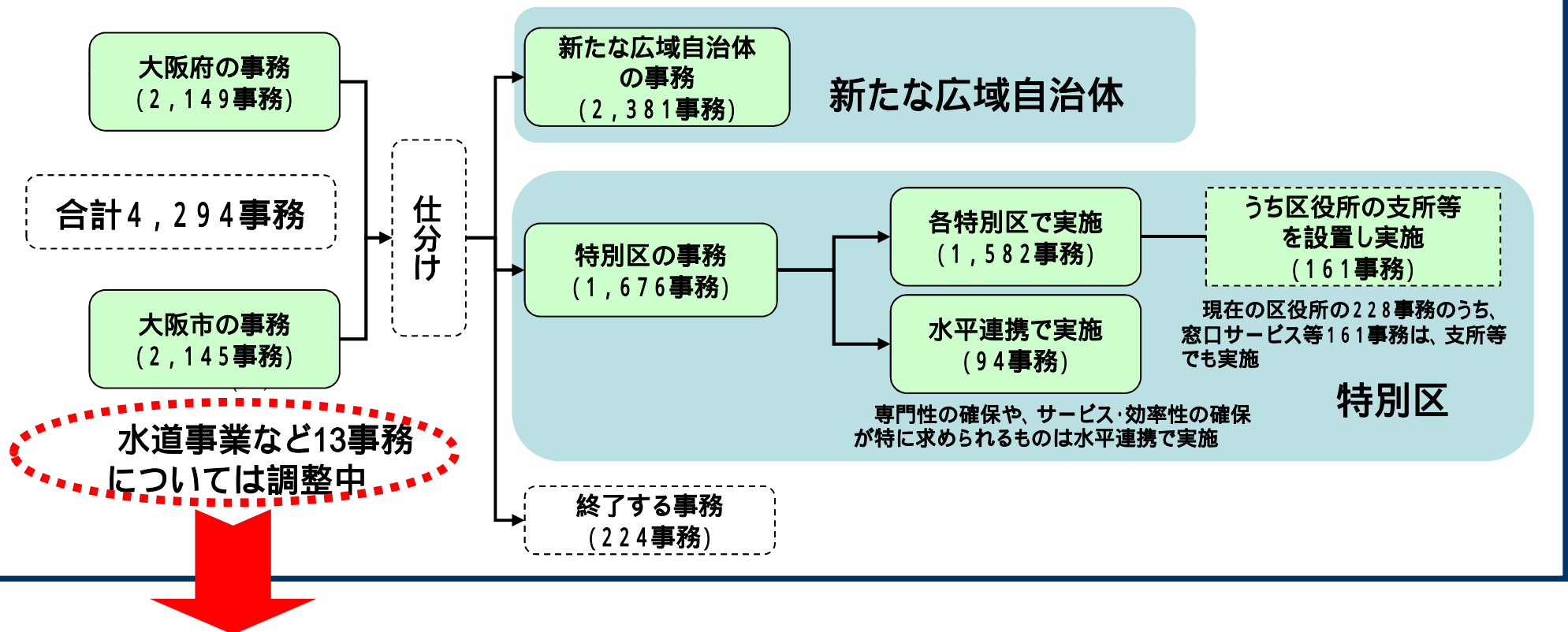
1	事務分担(案).....	事 - 1
	「調整中」としていたもの	事 - 1
	児童相談所の一時保護所	事 - 7
2	府市再編による効果額.....	効 - 1
	A B項目の再試算	効 - 1
	職員体制(案)の修正	効 - 4
	総括表	効 - 14
3	特別区設置に伴うコスト.....	コ - 1
	システムの再試算	コ - 1
	総括表	コ - 6
4	効果額とコスト(総括表).....	効コ - 1
5	財産・債務の承継(案).....	財 - 1
	普通財産の特別区偏在	

1. 事務分担(案)

「調整中」としていたもの

- ・8月に示したパッケージ案では、府市あわせて4,294事務のうち、4,281事務について事務分担(案)を提示。
- ・残る13事務は、事業のあり方を検討中であったことなどから「調整中」としていたが、それぞれの事務に係る検討結果等の現状を踏まえ、事務分担(案)を整理。

【パッケージ案（平成25年8月9日）における事務分担（案）の概要】





【13事務の内訳】

水道事業（2事務）

⇒ 民営化に係る検討を踏まえ、今後整理

駐車場事業（1事務）

⇒ 大阪市道路公社のあり方に係る検討を踏まえ、今後整理

公社住宅事業（3事務）

⇒ 大阪市住宅供給公社のあり方に係る検討を踏まえ、今後整理

土地先行取得事業会計（4事務）

⇒ 公共用地先行取得事業会計の整理方法にあわせて、今後整理

訴訟関係（3事務）

⇒ 訴訟の動向を踏まえ、今後整理



検討結果等の現状を踏まえ、これら13事務について、事務分担（案）を整理

水道事業・・・「水道事業民営化について(検討素案)」(平成25年11月 大阪市水道局)を踏まえ、事務分担(案)を整理

事務の名称	権限	分担案	事務分担（案）の考え方
水道事業	一般市	特別区 (一部事務組合)	<p>「水道事業民営化について(検討素案)」において、H27年度中に公共施設等運営権制度を活用した上下分離方式による民営化を行う方向を提示</p> <p>大阪市を除く府域においては、府の水道用水供給事業が大阪広域水道企業団に移管され、基礎自治体の連携による運営へと変化していること、また、水道施設は特別区ごとに分割することができないことなどから、民営化までの間、特別区による一部事務組合で水道事業を実施</p> <p>民営化後は、資産管理、モニタリング業務等について同組合で実施</p> <p>* 大都市制度移行前に発行済みの企業債については、債権者保護及び市場秩序の維持の観点から、新たな広域自治体に承継する(償還財源は一部事務組合が負担)</p>
工業用水道事業	一般市	特別区 (一部事務組合)	<p>「水道事業民営化について(検討素案)」において、工業用水道事業の取扱いについては今後の検討課題としているが、工業用水道事業は水道事業と一体的に事業を実施していること、また、工業用水道施設は特別区ごとに分割することができないことから、事務分担の方向性としては、水道事業とともに、特別区による一部事務組合で実施</p>

水道事業に係る分担案については、水道法等の改正が必要(東京では法令上都の権限となっているところ、大阪では特別区が担うこととする)
なお、法令改正を要するものは、計126(法律:83 政令:28 府省令:15)となる

駐車場・・・大阪市道路公社を第三セクター等改革推進債を活用して今年度末に解散する方針を踏まえ、事務分担(案)を整理

事務の名称	権限	分担案	事務分担（案）の考え方
市立駐車場の維持管理・整備等	一般市	特別区	<p>地域的な課題である駐車対策施策を各特別区で実施すること(まちづくり・地域交通等関係事務)に合わせ、各特別区で実施</p> <p>* 三セク債の償還については、制度移行前の処理スキームを維持する仕組みを検討</p>

その他

分類	事務の名称	権限	分担案	事務分担（案）の考え方
公社住宅事業	大阪市住宅供給公社が実施する賃貸住宅事業に対する補助等（2事務）	一般市	特別区	市住宅供給公社のあり方については、デューデリジェンスを実施のうえ、H25年度末までに方向性を示す予定であるが、本件事務は、市住宅供給公社において実施している当該事業を引き継いだ主体に対し、継続して補助等を行うものであることから、事務分担の方向性としては、住民に身近な住宅施策として各特別区で実施
	大阪市住宅供給公社の監理に関する事務	都道府県又は政令で指定する人口50万人以上の市	終了	市住宅供給公社のあり方については、デューデリジェンスを実施のうえ、H25年度末までに方向性を示す予定であるが、事務分担の方向性としては、政令指定都市として実施している事務であり、終了
土地先行取得事業会計	公共用地先行取得等事業債等を用いた用地取得等（4事務）	一般市 任意	特別区	先行取得用地に係る特別会計を設け、管理する事務であり、各特別区で実施 * 大阪市が保有する先行取得用地については、保有目的に関連する個々の事業に係る事務分担等に応じて、新たな広域自治体又は特別区に帰属
訴訟関係	訴訟事務	任意	特別区	争訟事件の処理等の統括に関する事務であり、各特別区で実施。なお、係属中の個々の訴訟については、当該訴訟に係る事務を承継する者が基本として所管 〔例〕 国家賠償請求訴訟→当該違法行為に係る事務、または当該公の営造物の管理事務を承継した地方公共団体 抗告訴訟 当該権限の行使に係る事務を承継した地方公共団体 土地建物明渡請求訴訟 当該不動産の権利を承継した地方公共団体
	公益財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付け（2事務）	任意	特別区	公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金の貸付けの事務であるが、係争中の案件に係るものであり、また、過去の貸付債権の帰属先を特別区としていることも踏まえ、各特別区で実施

児童相談所の一時保護所 (共同設置と各区設置の比較)

一時保護所の共同設置と各区設置の比較

パッケージ案では

事務分担（案） 児童相談所 ⇒ 特別区
一時保護所 ⇒ 移行当初は共同設置

ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方法も考えられる

職員体制（案） 一時保護所の職員配置数は、平成24年度の1ヶ所（入所定員70名）を前提に算出

次の2つのパターンで、体制・費用について比較

各特別区による共同設置（注：広域に移管した場合も同じ）

各特別区が設置

なお、平成26年4月に第2の一時保護所（入所定員30名）が設置されることから
大阪全域全体で入所定員100名を基準として一時保護所を設置した場合の比較を行う

[試算にあたって]

まず(1)入所定員数を設定したうえで、(2)~(4)の各項目について考え方を整理し、試算した結果を
(5)総括表にとりまとめた。



(1) 入所定員数

- ・平成26年4月時点の入所定員(100名)を基準
- ・各区設置の場合は、入所定員(100名)を児童人口に基づき按分(端数切り上げ)し、5名刻みで切り上げた人数を入所定員とする

試案1・7区(北・中央分離)

入所定員合計 115名

区分	区割指標 [児童人口]	算定数 (定員100 ×児童人口 割合)	入所定員
A区	33,878	10	10
B区	58,013	16	20
C区	22,067	最小 6	10
D区	45,875	13	15
E区	70,957	最大 20	20
F区	71,419	20	20
G区	69,175	19	20
合計	371,384	104	115

試案2・7区(北・中央合体)

入所定員合計 120名

区分	区割指標 [児童人口]	算定数 (定員100 ×児童人口 割合)	入所定員
A区	32,068	最小 9	10
B区	56,696	16	20
C区	43,448	12	15
D区	45,875	13	15
E区	60,072	17	20
F区	69,346	最大 19	20
G区	63,879	18	20
合計	371,384	104	120

試案3・5区(北・中央分離)

入所定員合計 110名

区分	区割指標 [児童人口]	算定数 (定員100 ×児童人口 割合)	入所定員
A区	70,764	20	20
B区	76,115	21	25
C区	88,632	24	25
D区	92,663	最大 25	25
E区	43,210	最小 12	15
合計	371,384	102	110

試案4・5区(北・中央合体)

入所定員合計 115名

区分	区割指標 [児童人口]	算定数 (定員100 ×児童人口 割合)	入所定員
A区	72,503	20	20
B区	67,002	19	20
C区	75,981	21	25
D区	96,102	最大 26	30
E区	59,796	最小 17	20
合計	371,384	103	115

(2) 職員数

- ・ 児童養護施設等における職員配置の基準（厚生労働省局長通知）を参考に、本務職員を配置
- ・ 24時間の勤務ローテーションを編成できる体制を考慮（非常勤職員も活用）
- ・ 調理業務については民間委託により効率化

(単位:人)

		共同設置 (2か所)	各区設置			
			試案1	試案2	試案3	試案4
入所定員・計		100	115	120	110	115
児童指導員・ 保育士	本務	51	92	92	71	76
	非常勤	(16)	(71)	(71)	(53)	(57)
その他職員 ()	本務	9	21	21	15	16
	非常勤	(3)	(14)	(14)	(10)	(10)
職員数・計		60 (19)	113 (85)	113 (85)	86 (63)	92 (67)

() その他職員...施設長、栄養士、看護師、心理療法職員、事務職員、嘱託医
入所定員30人未満の場合、施設長は児童指導員が兼務

() は非常勤職員:外数

区別職員数については参考資料参照

(3) ランニングコスト(物件費)

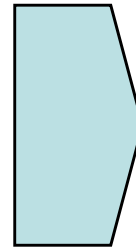
- ・ こども相談センターの予算をベースとしている
- ・ 職員数・児童の入所定員数により金額が変動する費目については、それぞれ積算のうえ計上
- ・ 施設維持管理等にかかる費用については、一時保護所の規模によらず、同額を計上

試算の考え方

職員数によるもの
非常勤職員等にかかる報酬
消耗品費（業務用）

児童定員数によるもの
消耗品費（児童用）
賄材料費（児童用）
など

定額で計上しているもの
委託料（調理業務、保守点検等）
使用料（移送車リース代）
建物修繕料
など



入所定員ごとの物件費

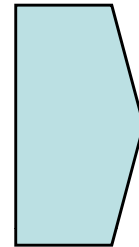
入所定員	金額（百万円）
10名	79
15名	84
20名	92
25名	95
30名	103
100名 (70名+30名)	196

試算の考え方

児童数によるもの
 国庫負担金（措置費）一般生活費
 同 期末一時扶助費
 など

一時保護所の規模（入所定員）によるもの
 国庫負担金（措置費）事務費

定額で計上しているもの
 国庫補助金 児童虐待防止対策支援事業
 （一時保護機能強化事業）
 国庫負担金（措置費）
 一時保護所の専門職員等加算
 府補助金 安心こども基金 など



入所定員ごとの特定財源

入所定員	金額（百万円）
10名	33
15名	41
20名	48
25名	56
30名	63
100名 （70名+30名）	187

(4) 施設整備費

- ・ 現在の一時保護所、整備中の第2の一時保護所を活用
- ・ 各特別区が設置する場合については、一時保護所がない特別区（7区案の場合は5区、5区案の場合は3区）について、新たに一時保護所を整備（公共用地を活用して新規に建設することを想定）
- ・ 居室は厚生省令に定める面積基準（児童1人につき4.95㎡、乳幼児1人につき3.3㎡）に基づく
- ・ その他のスペース（便所、浴室、食堂等）については、現在の一時保護所等の面積をベースにしている
※規模（入所定員・職員数）を勘案して面積を調整

施設概要

男子・女子・幼児別	居室、個別処遇室、静養室、プレイルーム、便所、洗面、浴室、脱衣室
共用	学習室、医務室、洗濯室、食堂、厨房、男子更衣室（職員用）、女子更衣室（職員用）、倉庫、事務室、会議室

† なお、現行の居室の面積基準は平成23年6月17日に改正されたもの。
 † 既存の施設については、児童・乳幼児とも1人につき3.3㎡という基準が適用されている。

入所定員ごとの施設整備費

実施設計、建設費、工事監理費、初度経費、事務費

入所定員	面積 (㎡)	金額 (百万円)
10名	730	300
15名	820	339
20名	1,050	431
25名	1,080	446
30名	1,150	478

※建設費単価については、保育所の単価を用いている
 ※所庭整備費は含まず

(5) 総括表

全特別区分の合計の職員数、ランニングコスト、施設整備費を比較
 ランニングコストについては、人件費を加味したうえで差引一般財源を試算
 施設整備費は、第1・第2の一時保護所が活用できる特別区分を除く合計額

単位：百万円(百万円未満四捨五入)

	入所 定員 (人)	職員数(人)			ランニングコスト				施設 整備費		
		本務	非常勤	計	歳出額		特定 財源	差引 一般財源			
					人件費	物件費					
共同設置 (7区・5区)	100	60	19	79	480	196	187	(a) 489	(f) 0		
各特別区が設置	7区	試案1	115	113	85	198	904	611	299	(b) 1,216	(g) 1,933
		試案2	120	113	85	198	904	617	306	(c) 1,215	(h) 1,972
	5区	試案3	110	86	63	149	688	461	256	(d) 893	(i) 1,324
		試案4	115	92	67	159	736	474	263	(e) 947	(j) 1,309

(注) 本務職員の人件費は1人当たり8百万円で計算。(非常勤職員の報酬は物件費に含む。)

※上記の数字はあくまでも試算結果であり、条件設定のしかたにより変動するものである。

1区当たり費用の比較

単位:百万円(百万円未満四捨五入)

		ランニングコスト (一般財源)		施設整備費		
共同設置	7区	70	489(前頁a)÷7	0		
	5区	98	489(前頁a)÷5	0		
各特別区	7区	試案1	174	1,216(前頁b)÷7	276	1,933(前頁g)÷7
		試案2	174	1,215(前頁c)÷7	282	1,972(前頁h)÷7
	5区	試案3	179	893(前頁d)÷5	265	1,324(前頁i)÷5
		試案4	189	947(前頁e)÷5	262	1,309(前頁j)÷5

・ランニングコストは人件費及び物件費。差引一般財源を区数で割戻し

・施設整備費は、

7区案 第1・第2の一時保護所が活用できる特別区分を除く5施設の費用を7区で割戻し

5区案 第1・第2の一時保護所が活用できる特別区分を除く3施設の費用を5区で割戻し

参考 大阪市・堺市・大阪府の状況

	大阪市		堺市	大阪府	
	第1一時保護所	第2一時保護所	一時保護所	第1一時保護所	第2一時保護所
入所定員	70人 (男子学齡児22 女子学齡児20 乳幼児 28)	30人 (男子学齡児10 女子学齡児10 乳幼児 10)	20人 (男子学齡児 8 女子学齡児 8 乳幼児 4)	50人 (男子学齡児20 女子学齡児21 乳幼児 9)	36人 (男子学齡児15 女子学齡児13 乳幼児 8)
本務職員数 (非常勤職員数) 1	46人 (5人)	27人 (15人)	15人 (20人)	35人 (15人) 2	29人 (15人) 2
施設面積 (床面積)	1,736.72㎡	1,886.51㎡ 3	1,314.96㎡	2,476.05㎡	3,814.17㎡ 3
児童人口 (平22国勢調査)	371,384人		140,881人	895,057人	

※1 非常勤職員数は外数

※2 雇用形態により週あたりの勤務時間数が異なるため、常勤換算した人数を記載

※3 既存の施設を活用し、改修して一時保護所として使用

参考 職員配置の考え方

児童養護施設における基準			算定の考え方		入所定員別職員数						
		職員の配置	備考	職員の配置	備考	70人	30人	25人	20人	15人	10人
施設長		1人	* 入所定員30人未満の場合：児童指導員の兼務	1人	入所定員30人未満の場合：兼務を想定	1人		0人			
児童指導員・保育士	学齢児	入所定員5.5人につき1人		基準通り	入所定員割合に応じローテーションを加味して算定()	32人 (3人)	19人 (13人)	15人 (11人)	14人 (11人)	12人 (9人)	12人 (9人)
	3歳以上	入所定員4人につき1人									
	1・2歳児	入所定員2人につき1人									
	その他		* 入所定員45人以下の場合：1人加算								
栄養士		1人	* 入所定員40人以下の場合：置かないことができる	1人(1人)	入所定員30人以下の場合：非常勤嘱託を想定	1人	(1人)				
看護師		乳児1.6人につき1人		1人	} 各所3人	1人					
心理療法職員		1人	* 10人以上の児童に心理療法を行う必要がある場合	1人		1人					
事務職員		入所定員150人未満の場合は1人		1人		1人					
調理員		入所定員90人未満の場合は4人	* 委託する場合は置かないことができる		民間委託を想定						
嘱託医		1人		(1人)	非常勤嘱託を想定	(1人)					
合計						37人 (4人)	23人 (15人)	18人 (13人)	17人 (13人)	15人 (11人)	15人 (11人)

ローテーション体制：本務職員...4交代(早出・日勤・遅出・夜勤)
 非常勤職員...本務職員をカバー

参考 区別職員数

()は非常勤職員:外数

共同設置

		(単位:人)		
		第1 一時保護所	第2 一時保護所	合計
入所定員		70	30	100
児童指導員 ・保育士	本務	32	19	51
	非常勤	(3)	(13)	(16)
その他職員	本務	5	4	9
	非常勤	(1)	(2)	(3)
職員数		37 (4)	23 (15)	60 (19)

各区設置

		試案1 (単位:人)							
		A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	合計
入所定員		10	20	10	15	20	20	20	115
児童指導員 ・保育士	本務	12	14	12	12	14	14	14	92
	非常勤	(9)	(11)	(9)	(9)	(11)	(11)	(11)	(71)
その他職員	本務	3							21
	非常勤	(2)							(14)
職員数		15 (11)	17 (13)	15 (11)	15 (11)	17 (13)	17 (13)	17 (13)	113 (85)

		試案2 (単位:人)							
		A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	合計
入所定員		10	20	15	15	20	20	20	120
児童指導員 ・保育士	本務	12	14	12	12	14	14	14	92
	非常勤	(9)	(11)	(9)	(9)	(11)	(11)	(11)	(71)
その他職員	本務	3							21
	非常勤	(2)							(14)
職員数		15 (11)	17 (13)	15 (11)	15 (11)	17 (13)	17 (13)	17 (13)	113 (85)

		試案3 (単位:人)					
		A区	B区	C区	D区	E区	合計
入所定員		20	25	25	25	15	110
児童指導員 ・保育士	本務	14	15	15	15	12	71
	非常勤	(11)	(11)	(11)	(11)	(9)	(53)
その他職員	本務	3					15
	非常勤	(2)					(10)
職員数		17 (13)	18 (13)	18 (13)	18 (13)	15 (11)	86 (63)

		試案4 (単位:人)					
		A区	B区	C区	D区	E区	合計
入所定員		20	20	25	30	20	115
児童指導員 ・保育士	本務	14	14	15	19	14	76
	非常勤	(11)	(11)	(11)	(13)	(11)	(57)
その他職員	本務	3			4	3	16
	非常勤	(2)					(10)
職員数		17 (13)	17 (13)	18 (13)	23 (15)	17 (13)	92 (67)

2 . 府市再編による効果額

A B 項目の再試算

AB項目に関する効果見込額の再試算

地下鉄民営化に関する効果

再試算の考え方

一般会計繰出金(補助金・出資金)

・パッケージ案では、「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」で示されていた大阪市財政への寄与額をもとに、過去10年間(平成14～23年度)の平均値から算定(200億円)

市長就任直近の平成23年度予算額をもとに算定(71億円)

新会社からの税収入

・パッケージ案では、特別区の財政に寄与する市税分(固定資産税、都市計画税、事業所税、法人市民税)を算定(50億円)

市税分に加えて、新たな広域自治体の財政に寄与する府税分(法人事業税、法人府民税、不動産取得税)を算定(継続的效果19億円、一時的効果33億円)

ストックの活用

・民営化に伴い新たに取得する株式の資産価値(今後検討)

再試算の結果

< 継続的效果 > 275億円 165億円

内 訳	パッケージ案の 効果見込額	再試算後
一般会計繰出金の削減	200億円	71億円
市税収入の増加(固定資産税等)	50億円	50億円
株式配当収入の増加	25億円	25億円
府税収入の増加(法人事業税等)	—	19億円
計	275億円	165億円

< 一時的効果 > 0 33億円

府税収入の増加(不動産取得税)	—	33億円
-----------------	---	------

ストックの活用

株式保有による資産価値(今後検討)

職員体制(案)の修正

職員体制（案）の修正

修正点（試案 1～4 共通）

（ 1 ） 再編後の広域自治体で二重加算となっていた下水道関係461人を修正

下水道関係461人については、経営形態の変更等に含むものと整理していたが、これが再編後の広域における職員数（10,807人）にも含まれ、二重加算となっていた。この修正を踏まえ、H27年度以降の広域の職員数を461人減員するとともに、H27職員数（10,346人）をベースとして、新たな広域における削減数を再計算した修正を反映。

新たな広域自治体の職員数	(修正前)		(修正後)
H27年度	10,807人		10,346人(461)
標準配置数案	9,811人		9,424人(387)
裁量範囲	9,810人		9,420人(390)

（ 2 ） 大阪市のH24年度現員数に学校籍指導主事等229人を加算

大阪市のH24年度現員数において、教育委員会事務局の従事職員数のうち学校籍である229人は、定員管理調査に合わせ、市長部局等（19,520人）の外数としていた。モデルとした近隣中核市5市では教育委員会事務局の内数として算定しているため、算定された特別区職員数との比較上、大阪市のH24現員に229人を加算。

大阪市の職員数	(修正前)		(修正後)
H24年度現員	19,520人		19,749人(+ 229)

【H24年度現員】 (定員管理調査に基づく)	【H27年度】	【標準配置数案】	【裁量範囲】
大阪府 8,843人	新たな 広域 10,346人 (10,807 - 461) *下水	9,424人 (9,811 - 387) *下水	9,420人 (9,810 - 390) *下水
大阪市 19,749人 (19,520 + 229) *学校籍指導主事等	特別区 計 12,707人	11,531人	10,710~12,110人
	一部 事務組合 651人	431人	431人
	5,675人 (経営形態変更4,190人 + 保育所1,485人) は横置き		
大阪市小中学校 技能労務 1,535人	特別区 小中学校 技能労務 1,427人	653人	653人
総計 : 30,127人 (29,898 + 229)	総計 : 30,806人 (31,267 - 461) [対H24比 + 679]	総計 : 27,714人 (28,101 - 387) [対H24比 2,413]	総計 : 26,890 ~ 28,290人 [対H24比 1,837 ~ 3,237]

パッケージ案	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	29,898人
↓	
7区案(試案1)における配置数案[裁量範囲]	27,280人 ~ 28,680人
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 1,218 ~ 2,618人 × 800万円	100億円 ~ 210億円
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などAB項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案1(お職-30)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 400人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= 30億円 ~ 140億円

修正後	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	30,127人
↓	
7区案(試案1)における配置数案[裁量範囲]	26,890人 ~ 28,290人
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 1,837 ~ 3,237人 × 800万円	150億円 ~ 260億円
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などAB項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案1(お職-30)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 400人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= 80億円 ~ 190億円

【H24年度現員】 (定員管理調査に基づく)	【H27年度】	【標準配置数案】	【裁量範囲】
大阪府 8,843人	新たな 広域 10,346人 (10,807 - 461) *下水	9,424人 (9,811 - 387) *下水	9,420人 (9,810 - 390) *下水
大阪市 19,749人 (19,520 + 229) *学校籍指導主事等	特別区 計 12,708人	11,532人	10,700~12,130人
	一部 事務組合 651人	431人	431人
	5,675人 (経営形態変更4,190人 + 保育所1,485人) は横置き		
大阪市小中学校 技能労務 1,535人	特別区 小中学校 技能労務 1,427人	653人	653人
総計 : 30,127人 (29,898 + 229)	総計 : 30,807人 (31,268 - 461) [対H24比 + 680]	総計 : 27,715人 (28,102 - 387) [対H24比 2,412]	総計 : 26,880 ~ 28,310人 [対H24比 1,817 ~ 3,247]

パッケージ案	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	29,898人
↓	
7区案(試案2)における配置数案(裁量範囲)	<u>27,270人 ~ 28,700人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 1,198 ~ 2,628人 × 800万円	<u>100億円 ~ 210億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案2(い職 - 30)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 400人 × (800 - 500万円)	
+ + +	<u>= 30億円 ~ 140億円</u>

修正後	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	30,127人
↓	
7区案(試案2)における配置数案(裁量範囲)	<u>26,880人 ~ 28,310人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 1,817 ~ 3,247人 × 800万円	<u>150億円 ~ 260億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案2(い職 - 30)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 400人 × (800 - 500万円)	
+ + +	<u>= 80億円 ~ 190億円</u>

【H24年度現員】 (定員管理調査に基づく)	【H27年度】	【標準配置数案】	【裁量範囲】
大阪府 8,843人	新たな 広域 10,346人 (10,807 - 461) *下水	9,424人 (9,811 - 387) *下水	9,420人 (9,810 - 390) *下水
大阪市 19,749人 (19,520 + 229) *学校籍指導主事等	特別区 計 11,039人	9,789人	9,070~10,310人
	一部 事務組合 651人	431人	431人
	5,675人 (経営形態変更4,190人 + 保育所1,485人) は横置き		
大阪市小中学校 技能労務 1,535人	特別区 小中学校 技能労務 1,427人	653人	653人
総計 : 30,127人 (29,898 + 229)	総計 : 29,138人 (29,599 - 461) [対H24比 989]	総計 : 25,972人 (26,359 - 387) [対H24比 4,155]	総計 : 25,250 ~ 26,490人 [対H24比 3,637 ~ 4,877]

パッケージ案	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	29,898人
↓	
5区案(試案3)における配置数案[裁量範囲]	<u>25,640人 ~ 26,880人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 3,018 ~ 4,258人 × 800万円	<u>240億円 ~ 340億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案3(う職 - 26)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 200人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= <u>170億円 ~ 270億円</u>

修正後	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	30,127人
↓	
5区案(試案3)における配置数案[裁量範囲]	<u>25,250人 ~ 26,490人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 3,637 ~ 4,877人 × 800万円	<u>290億円 ~ 390億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案3(う職 - 26)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 200人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= <u>220億円 ~ 320億円</u>

【H24年度現員】 (定員管理調査に基づく)	【H27年度】	【標準配置数案】	【裁量範囲】
大阪府 8,843人	新たな 広域 10,346人 (10,807 - 461) *下水	9,424人 (9,811 - 387) *下水	9,420人 (9,810 - 390) *下水
大阪市 19,749人 (19,520 + 229) *学校籍指導主事等	特別区 計 11,039人	9,789人	9,080~10,310人
	一部 事務組合 651人	431人	431人
	5,675人 (経営形態変更4,190人 + 保育所1,485人) は横置き		
大阪市小中学校 技能労務 1,535人	特別区 小中学校 技能労務 1,427人	653人	653人
総計 : 30,127人 (29,898 + 229)	総計 : 29,138人 (29,599 - 461) [対H24比 989]	総計 : 25,972人 (26,359 - 387) [対H24比 4,155]	総計 : 25,260 ~ 26,490人 [対H24比 3,637 ~ 4,867]

パッケージ案	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	29,898人
↓	
5区案(試案4)における配置数案(裁量範囲)	<u>25,650人 ~ 26,880人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 3,018 ~ 4,248人 × 800万円	<u>240億円 ~ 340億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案4(え職-26)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 200人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= <u>170億円 ~ 270億円</u>

修正後	
H24年度職員数の総計(大阪府・大阪市・小中学校技能労務)	30,127人
↓	
5区案(試案4)における配置数案(裁量範囲)	<u>25,260人 ~ 26,490人</u>
【最終年度における効果見込額の内訳】	
職員数の減 3,637 ~ 4,867人 × 800万円	<u>290億円 ~ 390億円</u>
技能労務職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 340万円	80億円
弘済院、市場などA B項目との重複	20億円
H27年度移行時点で不足する 非技能労務職員への対応策	30億円
(職員体制(案)試案4(え職-26)モデル1による採用抑制) ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 800万円 ・再任用職員の活用 200人 × (800 - 500万円)	
+ + +	= <u>220億円 ~ 320億円</u>

総括表

総括表

(1) 現在の改革の取り組み

(単位 億円)

区 分	パッケージ案		再試算	
		うち一般財源		うち一般財源
継続的効果(合計)	706	645	596	563
AB項目関連	500	439	390	357 ¹
AB項目以外の府市連携の取り組み	1	1	1	1
(及びの効果見込額のうち「市政改革プラン」 (-1)との重複分)	(32)	(32)	(32)	(32)
-1 市政改革プラン関係 (施策・事業の見直し・再構築等)	237	237	237	237
-2 府財政構造改革プラン関係	H25年秋以降算定予定		今後算定予定	
一時的効果(合計)	37	11	70	44
AB項目関連	37	11	70	44 ²

1 地下鉄民営化に関する再試算額(110億円減)のほか、一般廃棄物焼却処理事業の効果額の一般財源分を算定(未算定 28億円)

2 地下鉄民営化に関する再試算額を算定(33億円増)

(2) ストックの活用

民営化による株式等の資産価値 (今後検討)

(3) 大都市制度の実現

(単位 億円)

区 分		パッケージ案		再試算	
			うち一般財源		うち一般財源
職員体制の再編	試案1 試案2	約30～140	約30～140	約80～190	約80～190
	試案3 試案4	約170～270	約170～270	約220～320	約220～320

3 . 特別区設置に伴うコスト

システムの再試算

【パッケージ案】

システムについては、粗い試算であり、今後、専門家の意見を聞きながら、さらに精査が必要

【これまでの検討経緯】

行政システムに豊富な知識を有する外部の専門家を選任

専門家より、システムの再試算にあたっての提言

(全てのシステムを共通利用すべき、その場合でも区の独自政策に対応は可能 など)

この提言を踏まえ、再見積り等を実施

パッケージ案との変更点

基幹システム

- ・パッケージ案と同様、共通利用とし、再見積りを実施

その他約140システム

- ・共通利用を前提（パッケージ案では、「共通利用」と「特別区毎に構築」の2パターンを前提）
- ・システム運用経費の8割を占める上位14システムの見積りを実施。残りのシステムはその見積り額に基づき算出

パッケージ案では、「共通利用の場合」は基幹システムの見積額により算出、「特別区毎に構築の場合」は総務省の中核市等主要システム平均構築・運営費により算出

府システム

- ・府税務事務・電子申請システムなど今回新たに改修が必要と判明したものを追加

システム関連経費の再試算（パッケージ案との比較）

項 目			パッケージ案		再試算
			共通利用（*1）	特別区毎に構築（*2）	
（システム改修経費） イニシャルコスト	基幹システム	7区	83億円	83億円	81億円
		5区	80億円	80億円	79億円
	その他約140システム	7区	83億円	343億円	57億円
		5区	80億円	245億円	49億円
	府システム	7区	-	-	14億円
		5区	-	-	14億円
	合 計	7区	約170億円	約430億円	約150億円
		5区	約160億円	約330億円	約140億円
（システム運用経費） ランニングコスト	基幹システム	7区	30億円	30億円	20億円
		5区	22億円	22億円	14億円
	その他約140システム	7区	30億円	15億円	6億円
		5区	22億円	0億円	1億円
	府システム	7区	1億円	1億円	3億円
		5区	1億円	1億円	3億円
	合 計	7区	約60億円	約50億円	約30億円
		5区	約50億円	約20億円	約20億円

*1 「共通利用」とは、現行のその他約140システムを改修して共通利用する場合

*2 「特別区毎に構築」とは、各特別区毎に、その他約140システムを構築する場合

	項目	積算根拠
イニシャルコスト	システム改修経費	基幹システム（共通利用） ・基幹システム改修経費の見積り = 81億円 81億円
		その他約140システム（共通利用） ・上位14システムの改修経費の見積り（46億円）÷0.8 = 57億円 （上位14システムの現行運用経費（36億円）÷その他約140システムの現行運用経費（44億円） = 0.8） 57億円
		府システム ・府システム改修経費の見積り = 14億円 14億円
		計 152億円

	項目	積算根拠
ランニングコスト	システム運用経費	基幹システム（増加分） ・システム改修後運用経費（59億円） - 現行運用経費（38億円） = 20億円 （基幹システム改修後運用経費の見積り（59億円）） 20億円
		その他約140システム（増加分） ・システム改修後運用経費（49億円） - 現行運用経費（44億円） = 6億円 （上位14システムの現行運用経費（36億円）÷その他約140システムの現行運用経費（44億円） = 0.8） （その他約140システム改修後運用経費 = 上位14システム運用経費の見積り（40億円）÷0.8 = 49億円） 6億円
		府システム（増加分） ・府システム運用経費の見積り = 3億円 3億円
		計 29億円

※端数処理の関係で、数値が合わない場合がある

システム関連経費の再試算（積算内訳）【試案3、試案4（5区）】

	項目	積算根拠
イニシャルコスト	システム改修経費	基幹システム（共通利用） ・基幹システム改修経費の見積り = 79億円 79億円
		その他約140システム（共通利用） ・上位14システムの改修経費（39億円）÷0.8 = 49億円 （上位14システムの現行運用経費（36億円）÷その他約140システムの現行運用経費（44億円） = 0.8） 49億円
		府システム ・府システム改修経費の見積り = 14億円 14億円
		計 142億円

	項目	積算根拠
ランニングコスト	システム運用経費	基幹システム（増加分） ・システム改修後運用経費（52億円） - 現行運用経費（38億円） = 14億円 （基幹システム改修後運用経費の見積り（52億円）） 14億円
		その他約140システム（増加分） ・システム改修後運用経費（44億円） - 現行運用経費（44億円） = 1億円 （上位14システムの現行運用経費（36億円）÷その他約140システムの現行運用経費（44億円） = 0.8） （その他約140システム改修後運用経費 = 上位14システム運用経費の見積り（35億円）÷0.8 = 44億円） 1億円
		府システム（増加分） ・府システム運用経費の見積り = 3億円 3億円
		計 18億円

※端数処理の関係で、数値が合わない場合がある

総括表

総括表

(単位:億円)

	項目	試案 1		試案 2		試案 3		試案 4	
		パッケージ案	再試算	パッケージ案	再試算	パッケージ案	再試算	パッケージ案	再試算
イニシャルコスト	システム改修経費	約170～430	約150	約170～430	約150	約160～330	約140	約160～330	約140
	庁舎改修経費	191	191	186	186	125	125	131	131
	移転経費	5	5	5	5	5	5	5	5
	その他	10	10	10	10	9	9	9	9
	合計	約380～640	約360	約370～630	約350	約300～470	約280	約310～480	約290
ランニングコスト	システム運用経費	約50～60	約30	約50～60	約30	約20～50	約20	約20～50	約20
	民間ビル賃借料	53	53	50	50	22	22	25	25
	各特別区に新たに必要となる経費	18	18	18	18	18	18	18	18
	合計	約120～130	約100	約120～130	約100	約60～90	約60	約60～90	約60

4 . 効果額とコスト(総括表)

【試案 1】

効果額：（ ）は一般財源 職員体制の効果額は事業費 = 一般財源
 コスト：事業費

	パッケージ案	再試算	摘要
効果額	A B 項目等 ・継続的效果：706億円（645億円） ・一時的効果：37億円（11億円） 職員体制 ・継続的效果：約30～140億円 * <u>継続的效果計：約736～846億円</u> （約675～785億円）	A B 項目等 ・継続的效果：596億円（563億円） ・一時的効果：70億円（44億円） 職員体制 ・継続的效果：約80～190億円 * <u>継続的效果計：約676～786億円</u> （約643～753億円） ストックの活用……今後検討	効果額が 事業費で 約60億円減、 一般財源で 約32億円減
コスト	イニシャルコスト：約380～640億円 ランニングコスト：約120～130億円	イニシャルコスト：約360億円 ランニングコスト：約100億円	イニシャルコストが 約20～ 280億円減 ランニングコストが 約20～ 30億円減

【試案2】

	パッケージ案	再試算	摘要
効果額	<p>A B項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：706億円（645億円） ・一時的効果：37億円（11億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約30～140億円 <p>* 継続的效果計：約736～846億円 （約675～785億円）</p>	<p>A B項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：596億円（563億円） ・一時的効果：70億円（44億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約80～190億円 <p>* 継続的效果計：約676～786億円 （約643～753億円）</p> <p>ストックの活用……今後検討</p>	<p>効果額が</p> <p>事業費で 約60億円減、</p> <p>一般財源で 約32億円減</p>
コスト	<p>イニシャルコスト：約370～630億円</p> <p>ランニングコスト：約120～130億円</p>	<p>イニシャルコスト：約350億円</p> <p>ランニングコスト：約100億円</p>	<p>イニシャルコストが 約20～ 280億円減</p> <p>ランニングコストが 約20～ 30億円減</p>

【試案3】

	パッケージ案	再試算	摘要
効果額	<p>A B項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：706億円（645億円） ・一時的効果：37億円（11億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約170～270億円 <p>* 継続的效果計：約876～976億円 （約815～915億円）</p>	<p>A B項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：596億円（563億円） ・一時的効果：70億円（44億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約220～320億円 <p>* 継続的效果計：約816～916億円 （約783～883億円）</p> <p>ストックの活用……今後検討</p>	<p>効果額が 事業費で 約60億円減、 一般財源で 約32億円減</p>
コスト	<p>イニシャルコスト：約300～470億円</p> <p>ランニングコスト：約60～90億円</p>	<p>イニシャルコスト：約280億円</p> <p>ランニングコスト：約60億円</p>	<p>イニシャルコストが 約20～ 190億円減</p> <p>ランニングコストが 約0～ 30億円減</p>

【試案 4】

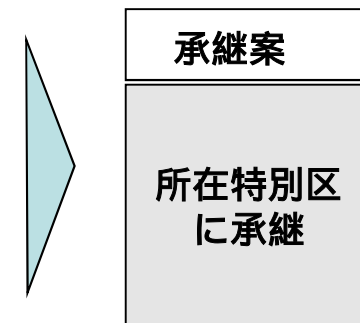
	パッケージ案	再試算	摘要
効果額	<p>A B 項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：706億円（645億円） ・一時的効果：37億円（11億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約170～270億円 <p>* 継続的效果計：約876～976億円 （約815～915億円）</p>	<p>A B 項目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：596億円（563億円） ・一時的効果：70億円（44億円） <p>職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的效果：約220～320億円 <p>* 継続的效果計：約816～916億円 （約783～883億円）</p> <p>ストックの活用……今後検討</p>	<p>効果額が 事業費で 約60億円減、 一般財源で 約32億円減</p>
コスト	<p>イニシャルコスト：約310～480億円</p> <p>ランニングコスト：約60～90億円</p>	<p>イニシャルコスト：約290億円</p> <p>ランニングコスト：約60億円</p>	<p>イニシャルコストが 約20～ 190億円減</p> <p>ランニングコストが 約0～ 30億円減</p>

5 . 財産・債務の承継(案)

普通財産の特別区偏在

普通財産の承継にあたっての基本的な考え方

現在の大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なもの
 財産は、必要な住民サービスを支え、生み出す基盤として、適切に承継していく必要
 普通財産は、住民サービスに直接使用されるものではなく、主に経済的価値の発揮を目的とするものであるため、特別区に承継することを基本
 例外として、新たな広域自治体等に承継するものは、新たな事務分担（案）に基づくものや債務承継に伴うものなど、新たな広域自治体等が担う役割と密接不可分なものに限定



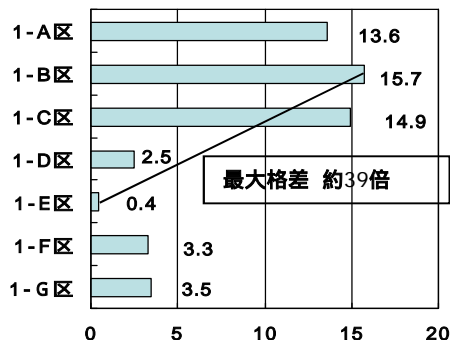
承継に伴う検討課題

承継に伴いまちづくりへの転活用や、貸付料などの運用益、売却益が期待できる普通財産が偏在
 これまで市域全体で一体的に保有してきた普通財産について、特別区間で格差（下図参照）が生じることをどう考えるか

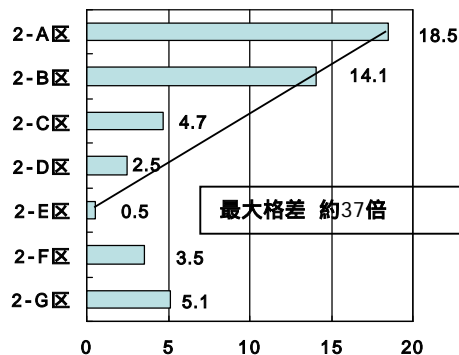
各特別区が財産活用に取り組むインセンティブを残しつつ、実質的に格差を埋める仕組みの検討が必要

特別区間の最大格差 約25倍（試案3）～約49倍（試案4）

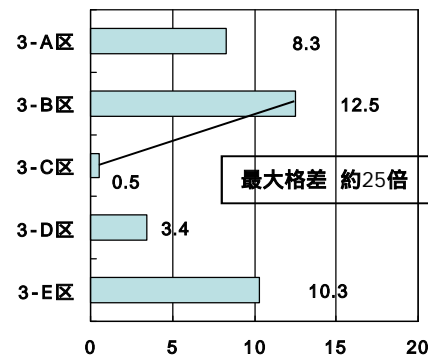
偏在の状況（人口一人当たり財産(万円)）
【試案1】



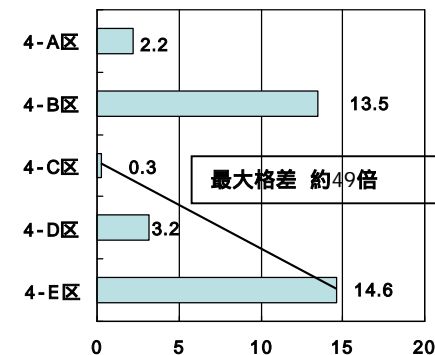
【試案2】



【試案3】



【試案4】



偏在格差を是正する仕組みの検討

検討のポイント

実質的に格差を埋めるためには、特別区間で活用益を再配分する必要

そのためには、共同で普通財産を活用する方法を考える必要

ただし、全ての普通財産を共同活用すれば、各特別区の実情に応じた取組みが期待できなくなる
⇒ 特別区が財産活用に取り組むインセンティブも重視する必要

大阪市の実情として、財政上の要請からも、財産処分による補填財源の確保は喫緊の課題

- ・市では、通常収支不足を財産売却収入により補填している現状
 - ・「大阪市未利用地活用方針」に基づく「処分検討地」の財産売却推進
- ⇒ 再編後も引き続き補填財源の確保が必要

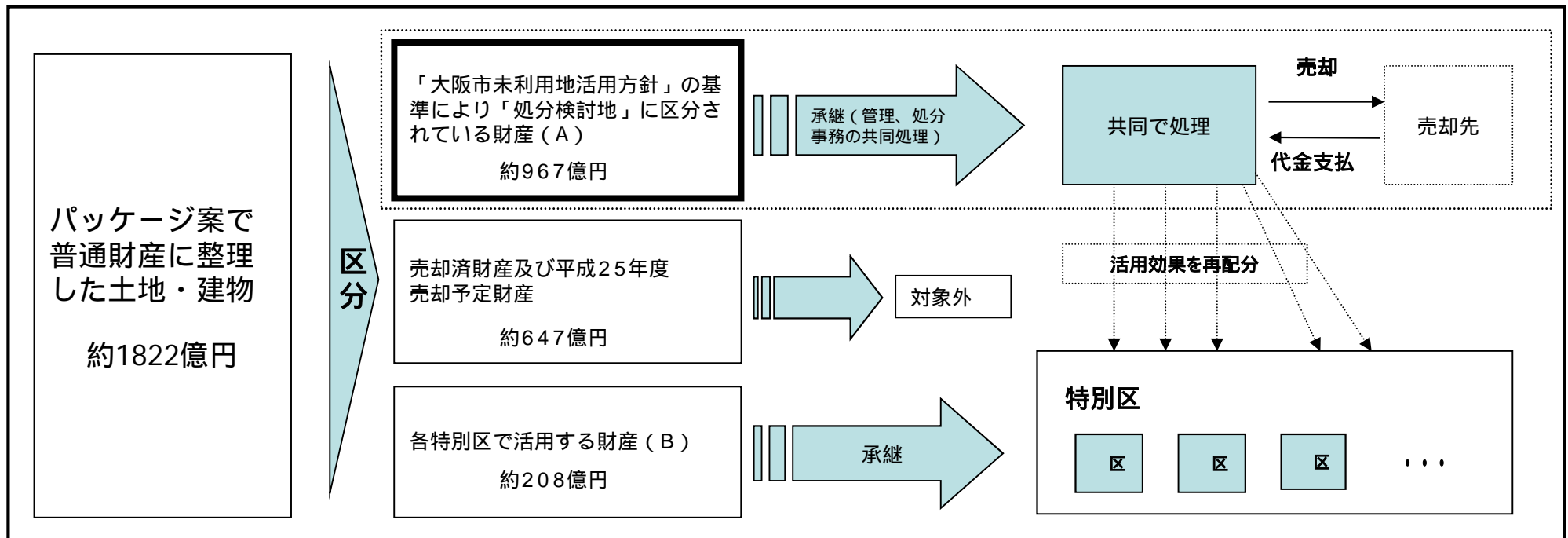
仕組みの方向性

現在の市の財産活用の取り組み（売却）を引き続き強力に推進する必要があることから、パッケージ案で示した普通財産のうち「大阪市未利用地活用方針」による「処分検討地」については、特別区全体で活用する財産とする

その他の普通財産については、各特別区で活用

- ➡ ・活用（売却）効果を特別区に再配分し格差を是正
- ・特別区の補填財源を確保
- ・各特別区のインセンティブも一定確保

対象財産の区分

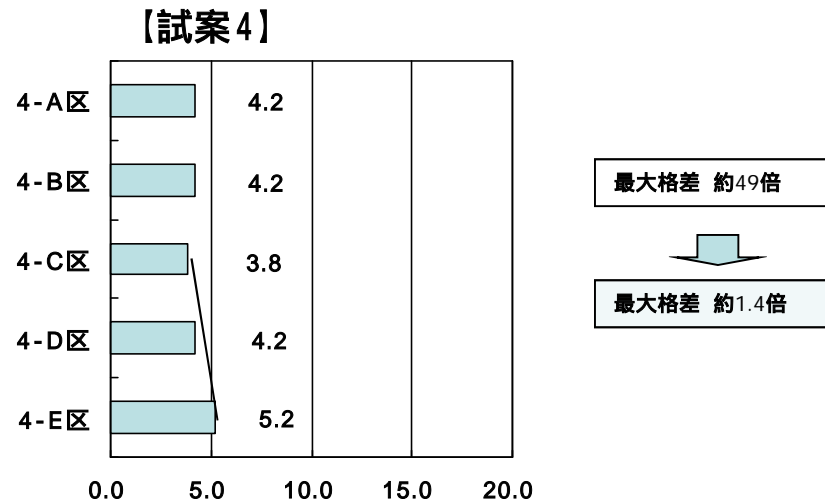
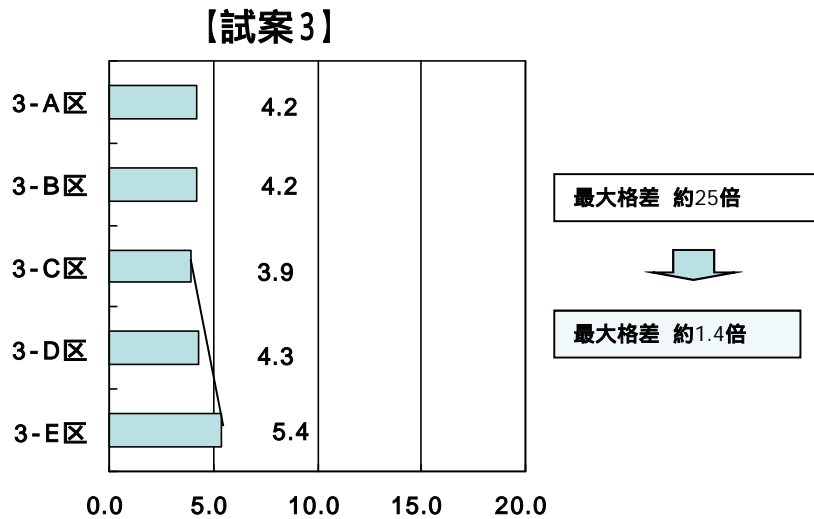
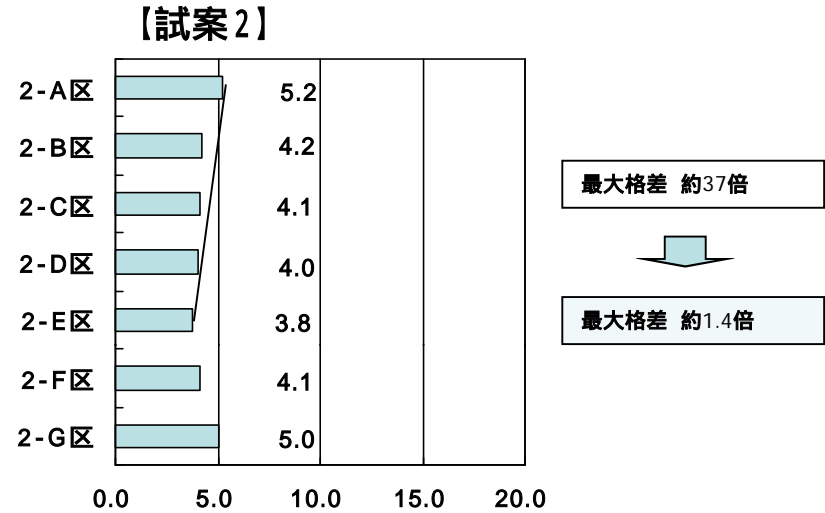
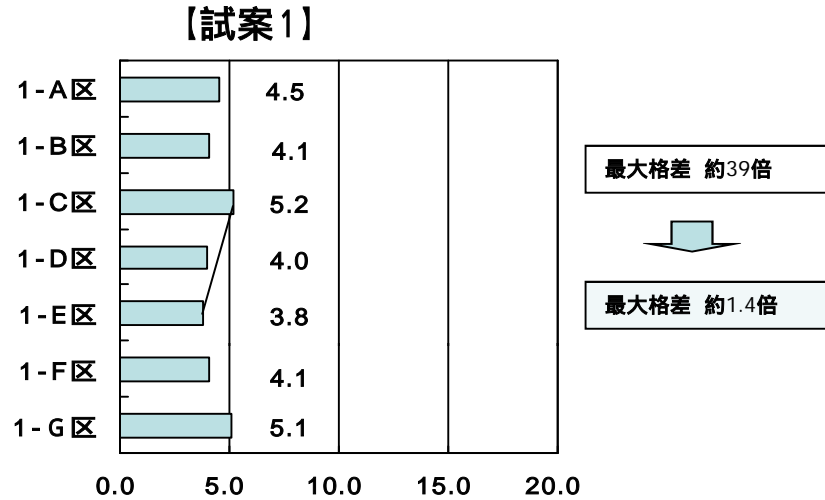


共同処理フレーム(案)

<p>・事務の実施主体</p>	<p>一部事務組合で事務を共同処理</p>
<p>・事務内容</p>	<p>「大阪市未利用地活用方針」の基準により「処分検討地」に区分された財産の、管理及び処分に関する事務</p> <p>共同で処理する期間は平成30年度までを目処 <small>現在、市が進めている取り組み期間も平成30年度が目処</small></p>
<p>・活用効果の配分、交付</p>	<p>各特別区の人口割り</p>
<p>・処分に伴う取り扱い</p>	<p>処分の優先順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都区協議会で協議、調整 <p>期間終了後の未売却財産の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都区協議会で協議し、方向性を決定
<p>・今後さらに整理を要する事項</p>	<p>財産所有のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合で所有するのか、特別区で共有するのか <p>地元区への売却促進インセンティブのあり方</p> <p><small>(参考)現在の市の取り組みでは、地元調整など所在区が売却に向けた取り組みを行った場合は、売却促進インセンティブとして、売却代金の3%～5%を配分</small></p>

仮に、一部事務組合で共同処理し、その収入を各特別区に人口割で配分した場合

偏在の状況(人口一人当たり財産(万円))



【試算1】

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

区名	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	一部事務組合	合計
パッケージ案(土地建物合計)(億円)	382	628	313	88	19	154	179	60	1822
人口一人当たりの財産(万円)	13.6	<u>15.7</u>	14.9	2.5	<u>0.4</u>	3.3	3.5	-	-
格差(倍)		39.3							

パッケージ案(土地建物合計)の内訳

共同で処理する財産(A) (億円)	52	547	87	28	7	112	100	33	967
売却済財産及び平成25年度売却予定財産 (億円)	306	61	192	47	4	22	6	10	647
各特別区で活用する財産(B) (億円)	24	20	33	13	8	20	73	17	208
(B)の人口一人当たりの財産 (万円)	0.9	0.5	<u>1.6</u>	0.4	<u>0.2</u>	0.4	1.4	-	0.8
(B)の格差(倍)			8.0						

(A)を人口割で再配分(億円) (A')	102	145	76	127	163	169	185	-	967
-------------------------	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	---	-----

再配分後の状況

区名	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	一部事務組合	合計
(A') + (B)(億円)	126	165	110	139	171	189	258	17	1175
人口一人当たりの財産 (万円)	4.5	4.1	<u>5.2</u>	4.0	<u>3.8</u>	4.1	5.1	-	4.4
格差(倍)			1.4						

※上記は売却済財産及び平成25年度売却予定財産を除いた額

区名	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	一部事務 組合	合計
パッケージ案(土地建物合計)(億円)	539	561	163	88	17	154	241	60	1822
人口一人当たりの財産(万円)	18.5	14.1	4.7	2.5	0.5	3.5	5.1	-	6.8
格差(倍)	37.0								

パッケージ案(土地建物合計)の内訳

共同で処理する財産(A) (億円)	75	490	68	28	6	112	154	33	967
売却済財産及び平成25年度売却予定財産 (億円)	418	47	80	47	4	22	21	10	647
各特別区で活用する財産(B) (億円)	46	25	15	13	7	21	66	17	208
(B)の人口一人当たりの財産 (万円)	1.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5	1.4	-	0.8
(B)の格差(倍)	8.0								

(A)を人口割で再配分(億円) (A')	106	145	125	127	134	159	172	-	967
-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----

再配分後の状況

区名	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	一部事務 組合	合計
(A') + (B)(億円)	151	169	140	139	141	179	238	17	1175
人口一人当たりの財産 (万円)	5.2	4.2	4.1	4.0	3.8	4.1	5.0	-	4.4
格差(倍)	1.4								

※上記は、売却済財産及び平成25年度売却予定財産を除いた額

【試案3】

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

区名	A区	B区	C区	D区	E区	一部事務 組合	合計
パッケージ案(土地建物合計)(億円)	464	639	29	204	427	60	1822
人口一人当たりの財産(万円)	8.3	<u>12.5</u>	<u>0.5</u>	3.4	10.3	-	6.8
格差(倍)		25.0					

パッケージ案(土地建物合計)の内訳

共同で処理する財産(A) (億円)	80	547	10	137	159	33	967
売却済財産及び平成25年度売却予定財産 (億円)	352	61	4	26	194	10	647
各特別区で活用する財産(B) (億円)	31	30	15	41	74	17	208
(B)の人口一人当たりの財産 (万円)	0.6	0.6	<u>0.3</u>	0.7	<u>1.8</u>	-	0.8
(B)の格差(倍)					6.0		

(A)を人口割で再配分(億円) (A')	204	186	212	215	151	-	967
-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----

再配分後の状況

区名	A区	B区	C区	D区	E区	一部事務 組合	合計
(A') + (B)(億円)	235	216	227	256	224	17	1175
人口一人当たりの財産 (万円)	4.2	4.2	<u>3.9</u>	4.3	<u>5.4</u>	-	4.4
格差(倍)					1.4		

※上記は、売却済財産及び平成25年度売却予定財産を除いた額

区名	A区	B区	C区	D区	E区	一部事務 組合	合計
パッケージ案(土地建物合計)(億円)	117	634	13	199	800	60	1822
人口一人当たりの財産(万円)	2.2	13.5	<u>0.3</u>	3.2	<u>14.6</u>	-	6.8
格差(倍)					48.7		

パッケージ案(土地建物合計)の内訳

共同で処理する財産(A) (億円)	35	547	4	135	213	33	967
売却済財産及び平成25年度売却予定財産 (億円)	52	61	0	26	499	10	647
各特別区で活用する財産(B) (億円)	31	25	9	38	87	17	208
(B)の人口一人当たりの財産 (万円)	0.6	0.5	<u>0.2</u>	0.6	<u>1.6</u>	-	0.8
(B)の格差(倍)					8.0		

(A)を人口割で再配分(億円) (A')	197	170	178	223	199	-	967
-------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----

再配分後の状況

区名	A区	B区	C区	D区	E区	一部事務 組合	合計
(A') + (B)(億円)	228	195	188	261	287	17	1175
人口一人当たりの財産 (万円)	4.2	4.2	<u>3.8</u>	4.2	<u>5.2</u>	-	4.4
格差(倍)					1.4		

※上記は、売却済財産及び平成25年度売却予定財産を除いた額

【参考】

未利用地売却にかかる大阪市の取り組み概要

- ・ 未利用地について、可能な限り売却に取り組むこととして、平成19年6月に「大阪市未利用地活用方針」を策定
- ・ 方針において市が保有する未利用地は「処分検討地」、「継続保有地」、「事業予定地」に区分
- ・ 「処分検討地」に区分された土地は、平成30年までに1500億円(平成22年度～)の目標を設定し、売却を推進
- ・ 「大阪市未利用地活用方針」については、定期的に見直しを行っている
- ・ 売却促進のため「未利用地売却促進インセンティブ制度」を設けている(主なインセンティブの内容は、売却収入の20%を土地所管局等に配分)

未利用地等活用方針策定基準

対象土地(未利用地等)について、当該土地ごとに活用方針を策定するため、次のとおり基準を定める。

1 対象土地(未利用地等)

市有地のうち、事業予定又は利用計画のある用地、コミュニティ用地として利用されている用地、本来の事業の用に供していない用地及び用途廃止予定の用地(以下「未利用地等」という。)を対象とする。

2 基準

(1) 処分検討地(処分する目標期限を必ず付記すること)

基準1 市内部において処分する方針がすでに決定しているもの又は市内部の委員会等において処分することを検討する方針がすでに決定しているもの(処分時に処分検討地から除外)

- ・ 臨海部埋立分譲地及び土地区画整理事業による保留地など、処分する方針がすでに決定しているもの
- ・ 財産運用委員会、未利用地活用推進会議において活用方針を策定し、すでに処分検討地等として位置付けられているもの

基準2 活用見込みがなく当該地の有効活用や税外収入確保に資するため処分を検討することが適当と判断されるもの(処分時に処分検討地から除外)

- ・ 処分することにより周辺地域の発展に寄与するもの

基準3 土地の形状又は面積から、活用が困難又は非効率なため処分を検討することが適当と判断されるもの(処分時に処分検討地から除外)

- ・ 地形長狭地、建築基準法において建物の建築ができないもの・100㎡未満のもの

(2) 継続保有地

(3) 事業予定地 省略